新規就農者等育成支援事業 新規就農希望者募集登録要領

第1 事業概要

市が先進農業者等として位置付けた先進農業者等で雇用され、雇用を通して農業を生業とするための農業技術の取得及び独立に向けた就農準備を行う意欲を持つ、新規就農希望者を募集します。

第2 内 容

雇用期間を通して就農に必要な技術や知識を習得させることが可能な先進農家等の情報を提供することができます。

- 第3 新規就農希望者は、次の要件を全て満たすものとする。
 - ア 丹波市内に住所を有する者、または登録期間内に住所を有する見込みである者。
 - イ 登録時点で45歳未満である者。
 - ウ 農業経営を生業とすることを目指し、意欲及び能力を有する者であって、認定 新規就農者になることを目標とする者。

第4 登録手続き

1 申請

登録を希望する新規就農希望者は、下記の申請書類により申請するものとする。

- (1) 申請書類
 - ① 新規就農者等育成支援事業 (新規就農希望者) 登録申請書
 - ② 登録申請者履歴等
 - ③ 同意書

※上記のほか、登録に必要な証拠資料等の提出を求めることがある。

(2) 申請方法

〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井811 丹波市役所 産業経済部農林振興課農政係あて 持参により提出のこと。(提出部数は1部)

(3) 申請の受付期間 随時

2 登録基準

第3に掲げる新規就農者希望者としての要件を全て満たしていると認められた 場合、登録する。

3 審査結果

登録基準に基づき、登録の可否について、申請のあった新規就農希望者に速やかに通知する。

第5 登録の有効期間

登録した新規就農希望者についての登録の有効期間は2年間とする。

第6 新規就農希望者の公表

登録した新規就農希望者の情報について外部機関と共有し、丹波市の新規就農の推進に活用するものとする。

(様式第1号)

令和 年度新規就農者等育成支援事業新規就農希望者登録申請書

令和 年 月 日

丹波市長 林 時彦 様

住 所

氏 名

電話番号

電子メール

新規就農者等育成支援事業の新規就農希望者として、丹波市で就農に取り組みたいので、関係書類を添えて登録申請します。

登録申請者履歴等

写 真

日生(満	歳)性	別男・女			
日生(満	歳)性				
日生(満	歳) 性				
		別			
日頃	本籍地				
自宅: 携帯電話:					
学校 等学校 学	年 月 学部 学科	卒業・中退			
至 年	=月日	会 社 名 等			
至年	三月日	研修先・内容等			
	至 年	学 学科			

	取得	年月日			————— 容					
免許・資格										
			家	族の状況						
氏 名	続柄	性 別 齢		職業・勤務先	就農の意思	同・別居の別	備	考		
就農希望の動機・抱負										
,										

同意書

令和 年 月 日

丹波市長 様

住 所

氏名 (印)

私の新規就農者等育成支援事業新規就農希望者登録申請に係る内容に関する個人情報を、新規就農者の就農に向けた支援を行うため、必要に応じて関係機関に提供し共有することに同意します。

記

- 1 情報提供を行う関係機関等の名称
 - (1)兵庫県
 - (2)公益社団法人兵庫みどり公社
 - (3)丹波市農業委員会
 - (4) 丹波ひかみ農業協同組合
 - (5)株式会社日本政策金融公庫
 - (6)独立行政法人農業者年金基金
 - (7) 丹波地域就農支援センター構成団体
 - (8)ひょうご就農支援センター
 - (9)その他新規就農者支援に係る団体
- 2 情報の提供を受ける上記の関係機関は、就農支援の実施以外の目的で個人情報の使用しないこと。また、上記の関係機関以外に情報開示しないこと。